

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月30日
(金曜日)

目 次

○規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「農林事務所」を「農林水産事務所」に、「第七十九条の二」を「第七十八条」に、「水産振興局」を「農林事務所」に、「水産事務所」を「水産振興局」に改める。

第八条第一項の表総務部の部管財課の項中「営繕班」を「施設マネジメント推進班」に改め、同表総合企画部の部広報広聴課の項中「広報班 県外PR班」を「広報推進班」に改め、同部中山間地域づくり推進課の項中「交流推進班 やまぐち暮らし創造班」を「やまぐち暮らし創造班」に改め、同表環境生活部の部県民生活課の項中「県民活動推進班」を「県民活動推進班 地域安心・安全推進班」に改め、同部地域安心・安全推進室の項を削り、同表健康福祉部の部指導監査室の項を削り、同表商工労働部の部

商政課の項中「総務企画・商業班 産業企画班」を「商工企画班」に改め、同表観光スポーツ文化部の部観光政策課の項中「観光政策班 連携推進班」を「観光政策班」に改め、同部観光プロジェクト推進室の項中「幕末維新プロジェクト班 デステイネーションキャンペーン班」を削り、同表農林水産部の部農林水産政策課の項中「女性企業育成班」を「団体指導班 農山漁村女性活躍推進班」に改め、同部団体指導室の項を削り、同部農業振興課の項中「調整班」を「農地調整班」に改め、同表土木建築部の部建築指導課の項中「企画保全班」を「営繕調整班」に改める。

第九条第一項の表総務部の部管財課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 公共施設等マネジメントに関すること。

第九条第一項の表環境生活部の部県民生活課の項に次の三号を加える。

五 地域における犯罪防止対策及び交通安全対策の推進及び総合調整に関すること。

六 交通事故相談所の運営に関すること。

七 交通安全学習館に関すること。

第九条第一項の表環境生活部の部地域安心・安全推進室の項を削り、同部生活衛生課の項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 住宅宿泊事業に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部厚政課の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 保護施設に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部指導監査室の項を削り、同部障害者支援課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 障害者支援施設等に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部こども政策課の項第三号中「保育士試験」を「教育・保育施設」に改め、同部こども家庭課の項を次のように改める。

こ	一 児童の福祉(障害者支援課の主管に属するものを除く。)に関すること。
ど	二 助産施設、乳児院及び児童養護施設に関すること。
も	三 児童委員等に関すること。
家	四 青少年の健全育成の推進及び調整に関すること。
	五 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
	六 母子生活支援施設に関すること。
	七 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当に関すること。

八 児童相談所、育成学校、みほり学園及び母子・父子福祉センターに関する事。

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部観光政策課の項第三号中「及び一般社団法人山口県物産協会」を削り、同部観光プロジェクト推進室の項に次の一号を加える。

四 一般社団法人山口県物産協会に関する事。

農	一 農林水産業及び農山漁村の振興に係る施策の総合企画及び調整に関する事。
林	二 下関漁港地方卸売市場に関する事。
水	三 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、水産業協同組合及び漁業共済組合の指導及び監督に関する事。
産	四 農山漁村の女性及び地域活動に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。
政	五 鳥獣被害対策に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。
策	六 農林水産事務所、農林事務所、水産振興局及び農林総合技術センターに関する事。

第九条第一項の表農林水産部の部団体指導室の項を削り、同部農業振興課の項中第二十号を第二十五号とし、第一号から第十九号までを五号ずつ繰り下げ、第六号の前に次の五号を加える。

- 一 農業振興地域の整備に関する事。
 - 二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関する事。
 - 三 農地に係る訴訟及び調停に関する事。
 - 四 農業会議及び農業委員会に関する事。
 - 五 国有農地等に関する事。
- 第九条第一項の表農林水産部の部畜産振興課の項第二号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同部水産振興課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「資源回復計画」を「資源管理」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第九条第一項の表土木建築部の部住宅課の項に次の一号を加える。
- 十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する事。
- 第二十条の表山口県税事務所の項中

課	軽油引取税
課	収納課

第二十一条第一項の表収納課の項を削り、同条第三項中「及び収納課」を削る。

第三十一条の表中	山口県東京営業本部	を	山口県東京事務所
----------	-----------	---	----------

第三十二条第四号中「観光地」の下に「及び物産」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四十七条の十一中「総務課及び保健福祉企画室並びに」を「保健福祉・総務室及び」に改める。

第四十七条の十二中「課（部に置かれた課を除く。）」を削り、同条の表中

課・室・部	を	室・部
-------	---	-----

に改め、同表総務課の項を削り、同表保健福祉企画

室の項中「保健福祉企画室」を「保健福祉・総務室」に改め、同項に次の二号を加える。

- 十八 庶務に関する事。
- 十九 税外諸収入金に関する事。
- 第五十一条の四の表生活環境課の項中第三十四号を第三十五号とし、第四号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 住宅宿泊事業に関する事。

第四百十条の表中

山口県大阪営業本部	を	山口県大阪事務所
-----------	---	----------

山口県大阪事務所
に改める。

第三章第一節第八款第一目の目名を次のように改める。

第一目 農林水産事務所

第七十六条中「山口県農林事務所設置条例（平成十年山口県条例第一号）」を「山口県農林水産事務所等設置条例（平成三十年山口県条例第二号）」に、「農林事務所

の」を「農林水産事務所」に改め、同条の表中

山口県岩国農林事務所
山口県柳井農林事務所
山口県周南農林事務所
山口県山口農林事務所
山口県美祢農林事務所

を

に改め、山口県下関農林事務所の項を削り、

山口県岩国農林水産事務所
山口県柳井農林水産事務所
山口県周南農林水産事務所
山口県山口農林水産事務所
山口県美祢農林水産事務所

山口県長門農林事務所
山口県萩農林事務所

山口県長門農林水産事務所
山口県萩農林水産事務所

第七十七条中「農林事務所」を「農林水産事務所」に改め、同条の表中

農林事務所

農林水産事務所

を

に改め、同表山口県岩国

農林事務所の項中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に、

森林部	流域管理室
森林づくり推進課	
森林保全課	環境班 事業班

を

森林部	森林づくり推進課
森林保全課	環境班 事業班
水産部	水産課 水産班 普及振興班

に改め、同表山口県柳井農林事務

森林部	森林保全課
環境班	事業班

を

水産部	森林保全課
水産課	環境班 事業班
水産班	普及振興班

に改め、同表山口県周南農林事務

森林部	森林保全課
環境班	事業班

を

水産部	森林保全課
水産課	環境班 事業班
水産班	普及振興班

に改め、同表山口県山口農林事務

所の項中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に、

森林部	流域管理室
森林づくり推進課	
森林保全課	環境班 事業班

を

森林部	森林づくり推進課
森林保全課	環境班 事業班

に改め、同表山口県美祢農林事務

水産部	水産課	水産班 普及振興班
-----	-----	-----------

所の項中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に、

森林保全課	環境班 事業班
-------	---------

を

水産部	森林保全課	環境班 事業班
	水産課	水産班 普及振興班

に改め、同表山口県下関農林事務

所の項を削り、同表山口県長門農林事務所の項中「山口県長門農林事務所」を「山口県

長門農林水産事務所」に、

森林保全課	環境班 事業班
-------	---------

を

水産部	森林保全課	環境班 事業班
	水産課	水産班 普及振興班
	工務課	

に改め、同表山口県萩農林事務所

の項中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に、

森林部	流域管理室	
	森林づくり推進課	
	森林保全課	環境班 事業班

を

森林部	森林づくり推進課	環境班 事業班
	森林保全課	水産班 普及振興班
	水産課	
	工務課	

に改める。

第百七十八条の表農村整備部の項第四号中「この表」を「以下この表及び第百八十一条の表」に改め、同表畜産部の項第二号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同表に次のように加える。

一	水産業協同組合の検査及び指導に関すること。
---	-----------------------

水産部

- 二 魚市場の検査及び指導に関すること。
- 三 沿岸漁業の振興に関すること。
- 四 浅海増殖及び淡水増殖に関すること。
- 五 漁場計画の樹立に関すること。
- 六 漁業の調整及び取締りに関すること。
- 七 漁業の免許及び許可並びに起業の認可に関すること。
- 八 遊漁船業に関すること。
- 九 漁業補償に関すること。
- 十 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関すること。
- 十一 小型漁船の建造、改造及び転用の許可、総トン数の測度並びに登録に関すること。
- 十二 小型船舶の船籍に関すること。
- 十三 漁船の保険に関すること。
- 十四 漁業共済事業の普及及び指導に関すること。
- 十五 水産関係の金融に関すること。
- 十六 市町の管理に属する漁港及び海岸保全区域に係る統計調査に関すること。
- 十七 水産業技術の改良及びその普及指導に関すること。
- 十八 水産業の経営の改善及びその普及指導に関すること。
- 十九 漁家の生活改善及びその普及指導に関すること。
- 二十 漁業後継者の育成及び指導に関すること。
- 二十一 県の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設の調査及び維持管理に関すること。
- 二十二 県の管理に属する漁港の区域内の漁港施設、当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び漁港関連道に関する工事（県が施行の委託を受けて行う市町の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設に関する工事、又は又は県がその経費の一部を負担し、又は補助するもの（以下この表において「市町工事」という。）を含む。）の調査、設計及び施行に関すること。
- 二十三 沿岸漁場の整備及び開発に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。
- 二十四 市町工事の申請書の技術に関する審査並びに市町工事の指

導及び監督に關すること。
 二十五 市町の管理に屬する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設の維持管理の指導に關すること。
 二十六 公共団体又は私人が行う工事で、県又は知事の管理に屬する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設に影響があるものの取締り及び監督に關すること。
 二十七 潮位及び波浪の調査に關すること。

第三章第一節第八款第三目を削る。
 第三章第一節第八款第二目中第八十一条を第八十四条とし、第八十条を第八十一条とする。

第一百七十九条中「山口県水産事務所等設置条例（昭和三十五年山口県条例第十号）」を「山口県農林水産事務所等設置条例」に改め、同条の表中「山陽小野田市 下関市」を「下関市」に改め、同条を第八十二条とする。

第三章第一節第八款第二目を第三目とし、第一目の次に次の一目を加える。

第二目 農林事務所

(名称、位置及び所管区域)

第一百七十九条 山口県農林水産事務所等設置条例第一条の規定により設置された農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県下関農林事務所	下 関 市	下関市

(分課)

第八十条 農林事務所に、総務課及び企画振興室並びに次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

農 業 部	部	課	班
産地振興課			
担い手支援			

農 村 整 備 部	課
農地活用課	建設第一班 建設第二班
畜 産 部	事 業 課
畜産振興課	
保健防疫課	
森 林 部	建設第一班 建設第二班
森林づくり推進課	
森林保全課	
	環境班 事業班

(分掌事務)

第八十一条 課(部に置かれた課を除く)、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・室・部	分 掌 事 務
総務課	一 庶務に關すること。 二 税外諸収入金に關すること。
企画振興室	一 農林業及び農山村の振興計画の総合企画及び調整に關すること。 二 農林業及び農山村の総合相談に關すること。
農 業 部	一 農業経営及び農村生活の改善に關する総合的な企画及び調整に關すること。 二 農村計画に係る指導及び助言に關すること。 三 農業経営の改善並びにその調査研究及び普及指導に關すること。 四 農村生活の改善並びにその調査研究及び普及指導に關すること。 五 農業後継者の育成及び指導に關すること。 六 農業生産組織の育成及び指導に關すること。 七 農業技術及び農業経営に係る情報の収集及び提供に關すること。 八 農業経営の改善及び農業技術の改良に係る事業の導入及び調整に關すること。

<p>畜産部</p> <p>一 森林の流域管理システムの推進に関すること。</p> <p>二 地域林業振興の総合調整に関すること。</p> <p>三 森林組合その他林業団体の育成指導に関すること。</p>	<p>一 家畜保健衛生所との連絡調整に関すること。</p> <p>二 家畜、家きん及び蜜蜂の生産指導に関すること。</p> <p>三 草地の開発及び造成並びに粗飼料生産の指導に関すること。</p> <p>四 家畜経営の指導に関すること。</p> <p>五 家畜経営による環境汚染の防止の指導に関すること。</p> <p>六 その他畜産の振興に関すること。</p>	<p>農村整備部</p> <p>一 土地改良事業及びその関連事業を行う者に対する指導に関すること。</p> <p>二 土地改良事業関係の融資に関すること。</p> <p>三 国営土地改良事業及び県営土地改良事業の事業計画に関すること。</p> <p>四 県工事の設計及び施行に関すること。</p> <p>五 県工事に係る土地等の取扱い及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う登記及び損失の補償に関すること。</p> <p>六 換地に関すること。</p> <p>七 県工事に係る資材及び器材の調達、管理及び処分に関すること。</p> <p>八 県工事の完成部分の維持管理に関すること。</p> <p>九 土地改良施設の調査に関すること。</p> <p>十 農業水利に関すること。</p> <p>十一 知事の管理に属する海岸保全区域及び地すべり防止区域の調査及び管理に関すること。</p> <p>十二 国営農地再編事業に係る地区計画の調査及び設計に関すること。</p>	<p>九 農業生産対策の推進に関すること。</p> <p>十 農業技術の改良並びにその調査研究及び普及指導に関すること。</p> <p>十一 安全な農産物の生産技術の調査研究及び普及指導に関すること。</p>
--	---	---	--

<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律</p>	<p>山口県准看護師試験委員</p> <p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務</p> <p>医療政策課</p>	<p>第二百四十九条の表岩国土木建築事務所の項、防府土木建築事務所の項、宇部土木建築事務所の項及び萩土木建築事務所の項中「用地第一班 用地第二班」を削る。</p> <p>第二百五十条第一項の表建築住宅課の項中第十五号を第十七号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。</p> <p>七 低炭素建築物に係る計画の認定等に関すること。</p> <p>八 建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る判定等に関すること。</p> <p>第二百一条第一号の表中「地域安心・安全推進室」を「県民生活課」に、</p>	<p>森 林 部</p> <p>四 自然保護に関すること。</p> <p>五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。</p> <p>六 自然公園施設の整備に関すること。</p> <p>七 自然公園の管理に関すること。</p> <p>八 民有林の森林計画及び森林経営計画に関すること。</p> <p>九 保安林及び保安施設地区の管理に関すること。</p> <p>十 木材及び特用林産物の生産、流通及び加工に関すること。</p> <p>十一 林業関係の融資に関すること。</p> <p>十二 林業施設の整備に関すること。</p> <p>十三 入会林野等の整備促進に関すること。</p> <p>十四 緑化の推進に関すること。</p> <p>十五 林業普及指導事業に関すること。</p> <p>十六 森林保険及び林野の火災予防に関すること。</p> <p>十七 森林病虫害の防除に関すること。</p> <p>十八 造林及び間伐の推進に関すること。</p> <p>十九 林業種苗に関すること。</p> <p>二十 県行造林に関すること。</p> <p>二十一 県が行う治山及び林道事業の調査、設計及び施行に関すること。</p> <p>二十二 下関市が行う治山及び林道事業に係る補助事業の技術の審査、指導及び監督に関すること。</p>
----------------------------	---	---	---

山口県准看護師試験委員	第二百三号)第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医療政 策課
山口県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十一項及び第三項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	医療保 険課

十三年法律第九十二号)を削り、

地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に属することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	医療保 険課
--	-----------

を

地方独立行政法人法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げるものその他同法及び地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例(平成二十二年山口県条例第二十号)第二条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	医療保 険課
--	-----------

に、

地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に属することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	新産業 振興課
--	------------

を

地方独立行政法人法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げるものその他同法及び地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例(平成二十年山口県条例第四十四号)第二条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	新産業 振興課
---	------------

に改め、同条第二号イの表中

に改め、「(昭和三十

山口県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九條の規定により同法の施行の日前において行うことができることとされた同法第四條の規定による改正後の国民健康保険法第四	医療保 険課
----------------	---	-----------

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第七十九條の二」を「第七十八條」に改める部分に限る。)並びに第九條第一項の表環境生活部の部生活衛生課の項、同表土木建築部の部住宅課の項、第五十一條の四の表生活環境課の項及び第二百五十條第一項の表建築住宅課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九條の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康増 進課
山口県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九條の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康増 進課

を

に改める。

平成三十年三月三十日
印刷發行

發行人所

山口県知事